



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金)
第 8 3 8 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	全国自治宝くじ事務協議会規約等の変更 (195) (財政課) 2 鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更の許可 (196) (自治振興課) 2 特定計量器の定期検査の実施 (197) (くらしの安心推進課) 2 第11次鳥獣保護事業計画 (198) (公園自然課) 3 鳥取県イノシシ保護管理計画等の決定 (199) (〃) 3 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止 (200) (〃) 4 特定鳥獣の狩猟期間の延長 (201) (〃) 4 特定鳥獣の捕獲等の数の制限の解除 (202) (〃) 4 特定鳥獣の猟法の禁止の解除 (203) (〃) 5 建築基準法による指定確認検査機関の名称の変更の届出 (204) (住宅政策課) 5 県営土地改良事業計画の決定 (2件) (205・206) (農地・水保全課) 5 国土調査の成果の認証 (207) (〃) 6 県道の区域の決定 (208) (道路企画課) 7 一般国道の区域の変更 (209) (〃) 7 県道の区域の変更 (2件) (210・211) (〃) 7 県道の供用の開始 (212) (〃) 8 指定居宅サービス事業者の指定 (213) (東部総合事務所福祉保健局) 9 指定介護予防サービス事業者の指定 (214) (〃) 9 指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (215) (〃) 9 指定居宅サービス事業者の指定 (216) (西部総合事務所福祉保健局) 9 指定介護予防サービス事業者の指定 (217) (〃) 10 指定居宅介護支援事業者の指定 (218) (〃) 10 鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等の 一部改正 (219) (会計指導課) 10
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持出し等の禁止等に関する指示 (1) 11 コイの持出し等を禁止する水域の範囲 (2) 12 平成24年度第5種共同漁業権者に係る増殖目標量 (3) 13
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定 (西部総合事務所県民局) 14

告 示

鳥取県告示第195号

熊本市を全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項
 - (1) 加入地方公共団体の名称
熊本市
 - (2) 加入年月日
平成24年4月1日
- 2 全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の変更に関する事項
 - (1) 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
第3条第2号中「相模原市」の下に「、熊本市」を加える。
第6条中「委員9人」を「委員10人」に改める。
附 則
 - 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
 - 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第8条第1項の規定により平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。
 - (2) 西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約
西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
第3条中「広島市及び岡山市」を「広島市、岡山市及び熊本市」に改める。
第6条中「委員21人」を「委員22人」に改める。
第17条第2項中「広島県及び岡山県」を「広島県、岡山県及び熊本県」に改め、「岡山市に」の下に「、熊本県にあっては熊本県知事及び熊本市長の協議により定めた割合をもって熊本県及び熊本市に」を加える。
附 則
この規約は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更を平成24年3月30日許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第197号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 24 年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
米子市	平成 24 年 6 月 14 日（木）	午後 1 時から 午後 3 時まで	米子市淀江町淀江 769 米子市淀江公民館
”	平成 24 年 6 月 18 日（月）	”	米子市大篠津町 1619 米子市大篠津公民館
”	平成 24 年 6 月 22 日（金）	午前 10 時から 正午まで	米子市榎原 1356-1 米子市尚徳公民館
”	”	午後 1 時から 午後 3 時まで	米子市蚊屋 291-1 米子市巖公民館
”	平成 24 年 6 月 26 日（火）	”	米子市和田町 1829-1 米子市和田公民館
”	平成 24 年 6 月 28 日（木）	午前 10 時から 正午まで	米子市彦名町 2850-1 米子市彦名公民館
”	”	午後 1 時から 午後 3 時まで	”
”	平成 24 年 7 月 2 日（月）	”	米子市富益町 788 米子市富益公民館

鳥取県告示第 198 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、第 11 次鳥獣保護事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成 24 年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 第 11 次鳥獣保護事業計画の期間
平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
- 2 第 11 次鳥獣保護事業計画の内容
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、計画書を鳥取県生活環境部公園自然課、東部総合事務所生活環境局生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課及び西部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第 199 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県イノシシ保護管理計画、鳥取県ニホンジカ保護管理計画及び鳥取県ツキノワグマ保護管理計画を定めたので、同条第

8項において準用する同法第4条第5項の規定により、次のとおり告示する。

（「次のとおり」は、省略し、計画書を鳥取県生活環境部公園自然課、東部総合事務所生活環境局生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課及び西部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第200号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 捕獲等を禁止する対象狩猟鳥獣の種類 ツキノワグマ
- 2 捕獲等を禁止する区域 鳥取県全域
- 3 捕獲等を禁止する期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

鳥取県告示第201号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟の期間を延長する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 狩猟の期間を延長する特定鳥獣の種類 イノシシ及びニホンジカ
- 2 狩猟の期間を延長する区域 鳥取県全域
- 3 延長する狩猟の期間 平成24年11月1日から同月14日までの日、平成25年2月16日から同月28日までの日、同年11月1日から同月14日までの日、平成26年2月16日から同月28日までの日、同年11月1日から同月14日までの日、平成27年2月16日から同月28日までの日、同年11月1日から同月14日までの日、平成28年2月16日から同月29日までの日、同年11月1日から同月14日までの日及び平成29年2月16日から同月28日までの日

鳥取県告示第202号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の捕獲等の数の制限を解除する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 捕獲等の数の制限を解除する特定鳥獣の種類 ニホンジカ

- 2 捕獲等の数の制限を解除する区域 鳥取県全域
- 3 捕獲等の数の制限を解除する期間 平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで
- 4 解除後の捕獲等の数の制限 制限無し

鳥取県告示第203号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の猟法の禁止を解除する。

平成24年 3 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 猟法の禁止を解除する特定鳥獣の種類 イノシシ及びニホンジカ
- 2 猟法の禁止を解除する区域 鳥取県全域
- 3 猟法の禁止を解除する期間 平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで
- 4 禁止を解除する猟法の種類 くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるものに限る。）を使用する方法

鳥取県告示第204号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により、指定確認検査機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年 3 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定確認検査機関の名称
財団法人鳥取県建築住宅検査センター
- 2 変更する事項
指定確認検査機関の名称
変更前 財団法人鳥取県建築住宅検査センター
変更後 一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター
- 3 変更年月日
平成24年 4 月 1 日

鳥取県告示第205号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（地域ため池総合整備事業鹿野・今市地区（※録）ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年 3 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成24年 3 月30日から同年 4 月19日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第206号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業（地域ため池総合整備事業鹿野・今市地区（馬ノ池）ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年 3 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成24年 3 月30日から同年 4 月19日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第207号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成24年 3 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成17年度から平成22年度まで	鳥取市（青谷町山根の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市青谷町山根の一部	平成24年 3 月30日
〃	平成21年度及び平成22年度	鳥取市（的場一丁目、西大路の各一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市的場一丁目、西大路の各一部	〃
〃	平成21年度から平成23年度まで	鳥取市（用瀬町美成の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市用瀬町美成の一部	〃

倉吉市	平成22年度及び 平成23年度	倉吉市（黒見、小鴨及び北 野の各一部）の地籍図及び 地籍簿	倉吉市黒見、小鴨及 び北野の各一部	〃
岩美郡岩美町	平成20年度から 平成22年度まで	岩美町（大字浦富の一部 [804]）の地籍図及び地籍簿	岩美町大字浦富の一 部	〃

鳥取県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
浜村停車場線	鳥取市気高町勝見字湯尻 682-41 地先から同字 680-5 地先まで	14.8~27.5	12.0
八束水勝見線	鳥取市気高町勝見字大沢 658-5 地先から同市気高町勝見字湯尻 681-1 地先まで	4.9~7.4	242.0
倉吉由良線	倉吉市和田字上畑田 180-3 地先から同市和田字野畑 346-2 地 先まで	6.9~40.5	472.0

鳥取県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
3 1 3 号	変更前	倉吉市和田東町字下畑田182-3 地先から同市 和田字清水尻495-1 地先まで	18.0~73.3	847.0
		倉吉市和田字上畑田180-3 地先から同市和田 字寺澤476-1 地先まで	6.9~30.8	819.0
	変更後	倉吉市和田東町字下畑田182-3 地先から同市 和田字清水尻495-1 地先まで	18.0~73.3	847.0

鳥取県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
郡家鹿野気高線	変更前	鳥取市気高町勝見字要害谷785地先から同市気高町浜村字西浜783-1124地先まで	4.9~35.7	1,629.0
		鳥取市気高町勝見字要害谷口510地先から同市気高町新町二丁目144地先まで	12.6~38.0	508.0
	変更後	鳥取市気高町勝見字要害谷785地先から同市気高町北浜二丁目200地先まで	12.6~38.0	1426.0

鳥取県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
上井北条線	倉吉市上井町一丁目1-4地先から同市上井字宮ヶ坪75-14地先まで	変更前	15.1~71.8	84.0
		変更後	15.1~52.7	84.0

鳥取県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
郡家鹿野気高線	鳥取市気高町勝見字要害谷785地先から同市気高町北浜二丁目200地先まで	平成24年3月30日

上井北条線	倉吉市上井町一丁目 1 - 4 地先から同市上井字宮ヶ坪75-14 地先まで	〃
-------	---	---

鳥取県告示第213号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月30日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
鳥取市	鳥取市佐治町国民健康保険診療所・医科	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	平成24年 3 月22日	訪問看護

鳥取県告示第214号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月30日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
鳥取市	鳥取市佐治町国民健康保険診療所・医科	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	平成24年 3 月22日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第215号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月30日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
静和会しらゆき有限会社	しらゆき居宅介護支援事業所	鳥取市千代水四丁目43	平成24年 3 月15日

鳥取県告示第216号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月30日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社サンダルウッド	デイサービスやわた橋	米子市八幡365-9	平成24年 3 月26日	通所介護

鳥取県告示第217号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月30日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社サンダルウッド	デイサービスやわた橋	米子市八幡365-9	平成24年 3 月26日	介護予防通所介護

鳥取県告示第218号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月30日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
有限会社サンダルウッド	ケアプランやわた橋	米子市八幡365-9	平成24年 3 月26日

鳥取県告示第219号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 3 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後	改正前
3 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）	3 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）

名 称	取扱店舗	名 称	取扱店舗
略		略	
略	略	略	略
<u>三井住友信託銀行</u> <u>株式会社</u>		<u>中央三井信託銀行</u> <u>株式会社</u>	
略		略	

備考 改正部分は、下線の部分である。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し等について次のとおり指示する。

平成24年 3 月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

1 指示内容

(1) コイの持出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面のうち鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する範囲（以下「当該水域」という。）から、コイを持ち出した上、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合は、この限りでない。

イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

ア 当該水域においては、捕獲したコイをその場で再放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ 当該水域を除く県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守すること。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県栽培漁業センターによる所要の飼育観察を行った上で、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。）によりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果を証明する書類を提出すること。

ウ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 2 号

平成24年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 1 号（コイの持出し等の禁止等に関する指示について）に基づき、コイの持出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成24年 3 月 30 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

1 千代川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 鳥取市河原町曳田の佐貫橋より下流の千代川本流
- (2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続する全ての用水路
- (3) 八頭郡八頭町島の八東川から取水する皆原用水及びそれに接続する全ての用水路
- (4) 八頭郡八頭町皆原の八東川から取水する金崎用水及びそれに接続する全ての用水路
- (5) 八頭郡八頭町日下部の船川用水取水口から取水する船川用水及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 八頭郡八頭町中村の向井橋より下流の見槻川
- (7) 見槻川と大江川の合流点より下流の大江川
- (8) 八頭町西御門の久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに接続する全ての用水路
- (9) 大口堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (10) 鳥取市の湖山池

2 日野川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 日野郡日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続する全ての用水路
- (2) 日野郡日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流
- (3) 小濁川本流と小原川の合流点より下流の小原川
- (4) 小原川と日野川の合流点より下流の日野川本流
- (5) 日野町安原の日野川から取水する安井井手及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手及びそれに接続する全ての用水路
- (8) 日野郡江府町大字武庫の新六井手から取水する宮ノ前地区内水路及びそれに接続する全ての用水路
- (9) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
- (10) 江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手及びそれに接続する全ての用水路
- (11) 江府町大字佐川のハセン川から取水するヤネイデ及びそれに接続する全ての用水路
- (12) 伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに接続する全ての用水路
- (13) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川
- (14) 伯耆町二部の野上川から取水する輪井手及びそれに接続する全ての用水路
- (15) 輪井手と藤屋川の合流点より下流の藤屋川
- (16) 伯耆町二部の白瀉橋より下流の野上川
- (17) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに接続する全ての用水路
- (18) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流
- (19) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
- (20) 伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続する全ての用水路
- (21) 伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続する全ての用水路
- (22) 伯耆町久古の堰堤（久古橋上流のものに限る。以下「久古堰堤」という。）から取水する三崎井手及びそれに接続する全ての用水路

- (23) 久古堰堤より下流の別所川
- (24) 伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに接続する全ての用水路
- (25) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川
- (26) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川
- (27) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (28) 伯耆町上野の下谷川から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路

3 1 及び 2 以外の水系のうち次に掲げる水域

- (1) 鳥取市福部町箭溪の西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の高架橋より下流の塩見川及びそれに接続する全ての用水路
- (2) 鳥取市福部町高江の高江橋より下流の箭溪川及びそれに接続する全ての用水路
- (3) 鳥取市福部町高江の赤子谷堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (4) 鳥取市福部町湯山の江川に架かる市道湯山和田線の橋より下流の江川及びそれに接続する全ての用水路
- (5) 鳥取市福部町細川の日津川及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 鳥取市鹿野町今市の柿谷池から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 鳥取市鹿野町及び同市気高町の浜村川
- (8) 鳥取市青谷町奥崎の養郷橋（以下「養郷橋」という。）より下流の日置川本流及びそれに接続する全ての用水路
- (9) 養郷橋より下流の日置川本流に係る日置川水系の河川及びそれに接続する全ての用水路
- (10) 日置川本流と勝部川の合流点より下流の勝部川
- (11) 西伯郡大山町神原の阿弥陀川から取水する平木井手及びそれに接続する全ての用水路
- (12) 西伯郡大山町野田の野田新橋より下流の江東川
- (13) 伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川
- (14) 米子市福万と西伯郡伯耆町須村における米子市伯耆町界より下流の佐陀川
- (15) 西伯郡伯耆町須村の荒神様池から取水する出口井手
- (16) 出口井手と福岡井手の合流点より下流の福岡井手
- (17) 西伯郡伯耆町福岡原の福岡池及びそれより取水する全ての用水路並びにそれらに接続する全ての用水路

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号

平成24年度における第 5 種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成24年 3 月 30 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	漁業権魚種	増殖方法	増殖目標量
内共第 1 号	千代川漁業協同組合	千代川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	1,090千尾
				産卵床の造成	3,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	194千尾
内共第 2 号	天神川漁業協同組合	天神川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	130千尾
			溪流魚	種苗の放流	63千尾
内共第 3 号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	1,770千尾 (うち汲み上げ放流330千尾)
				産卵床の造成	14,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	100千尾
			うなぎ	種苗の放流	40キログラム

内共第 4 号	湖山池漁業協同組合	湖山池	ふな	産卵用網設置	4 か所
			うなぎ	種苗の放流	30キログラム
			わかさぎ	種苗の放流	10,000千粒
内共第 5 号	東郷湖漁業協同組合	東郷池	ふな	種苗の放流	30千尾
			うなぎ	種苗の放流	50キログラム
			わかさぎ	産卵床の造成	5,000平方メートル
			しらうお	産卵床の造成	2,000平方メートル
			えび	産卵床の造成	2,000平方メートル

注 溪流魚は、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）及びにじますの合計を指す。

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立大山自然歴史館	一般社団法人大山観光局 代表理事 足立 敏雄 西伯郡大山町大山39-5	平成24年4月1日から 平成29年3月31日まで
鳥取県立大山駐車場	〃	〃